

令和2年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和2年12月9日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洸 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 太 田 義 裕 君	消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまで。

ここで、お諮りします。

昨日に引き続き、議場において、議会事務局職員が、議会だより用の写真撮影をいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許すことに決定しました。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。
議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

- 議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 都築一三君、
12番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（稲吉照夫君） 日程第2、一般質問を行います。
会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問
回数の制限は行いません。
答弁時間も30分以内とします。
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないよう願
いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

15番、丸山千代子君の質問を許します。

15番、丸山君。

- 15番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず第1点は、子どもが豊かに暮らせるまちづくりについてであります。

コロナ禍の元で、子どもの格差・貧困が拡大しております。平均的な所得の半分以下の収入しか得られない世帯で生活している子どもの貧困も増えてきております。貧困のため、生活の大変さから学習の機会が十分得られず、さらにコロナウイルス感染症による休校などでの学習の遅れなどがあります。貧困のため、十分な教育が受けられず、将来貧困になるという貧困の連鎖、新たな貧困を生み出す大きな社会問題でもあります。

私は、どの子ども豊かに暮らせる町にしていくためにも、支援が必要であると思っております。そこで、いろいろな問題を抱えている子どもたちの支援について伺います。

まず第一に、学校における子どもの様子、悩み、問題などに対応する福祉と教育をつなぐスクールソーシャルワーカーの設置についてであります。幸田町には配置されておられません。なぜ幸田町では配置できないのか、この点について伺うと同時に、県下の中でもこのスクールソーシャルワーカー、順次設置されているところが大半となっていました。そこで県下の状況等、把握しておられるかについても伺いをいたします。

- 議長（稲吉照夫君） 教育部長。

- 教育部長（吉本智明君） スクールソーシャルワーカーの状況でございますが、愛知県内につきましても、令和2年度で県のスクールソーシャルワーカー活用事業を活用し、配

置している市町村について、ちょっとデータがございましたので発表させていただきます。

54市町村中28の市町村が、この事業を活用してスクールソーシャルワーカーを配置してございます。したがって、26はこの事業で配置していないわけですが、ただし独自で配置しておる市町もあるということでございまして、近隣でございますと、岡崎市や豊田市につきましては独自に配置している状況でございます。それで西三河で未設置の自治体は、碧南市、刈谷市、安城市、幸田町でございます。お隣の蒲郡市についても、未設置の状況でございます。

それで教育委員会といたしましては、前々からスクールソーシャルワーカーについて、設置の検討をしまいたったわけですが、やはりいじめ、不登校、暴力、虐待など、そういった家庭環境の学校との連絡、調査、橋渡し、解決に向けての調整、そういったことにおいてスクールソーシャルワーカーを近年の状況を見ると置くべきであろうというところで考えておりました、そういったことを鑑み、前向きに設置に向けて今、検討しておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の問題に対して、保護者や教員とともに協力しながら、問題の解決を図る専門職でございます。日常生活の悩みやいじめ、暴力行為、虐待など、県は導入促進のための市町村への補助を行っております。先ほども言われたように、このスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大変大きいというふうに思うわけであります。

幸田町におきましても、不登校等が相当増えてきている、こうした現状を考慮するときに、そうした学校の中でのトラブル、またスクールカウンセラーの方たちとともに、悩み・問題解決をしていく役割は大きいというふうに思うわけであります。

また、監査の中でも指摘もございました、教育委員会の監査の中でも、スクールソーシャルワーカーの配置というものをたしか指摘もされていたかというふうに思うわけであります。

そうした対応におきまして、早急にやはり配置をすべきではないかということでございますが、前向きに検討をするということでございます。この前向きとはいつ頃の予定か、その点についても伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 現在、予算の調整時期でございます。その中で、県の補助についても要望を出しておるところでございますし、設置に向けての予算についても要望を出しておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ぜひ来年度からということで進めていただきたいというのが、切なる希望であります。

次に、不登校対策について伺いをいたします。

不登校の子どもたちが通うピッコロであります。このピッコロは中央公民館に設置をされておりました、手狭で大変密の状態であります。前々からこのピッコロの拡大とい

うのを求めてきましたけれども、ここに来てコロナ禍の元で、とても対応できないような状況が生まれてきております。また、不登校の子どもたちの居場所として整備すべきであり、人的配置も必要ではなかろうかというふうに思います。

このピッコロを拡充する考えについて、伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員御質問のように、最近のピッコロに対する相談というのは増える傾向にあるのは承知しておるところでございます。

そうした中で現在の対応といたしましては、相談員が相談される適応指導の対応をする、そういった部分で、現状ピッコロとして与えられたスペースについては限りがございますので、手狭になったそういった場合については、同じ中央公民館の中の、仮にお部屋が空いている状況であればその当日でも生涯学習課の協力を得てお貸しいただき、そこで適応指導の対応をすとか、そういったような対応を取っているのが現状でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 子どもたちが通ってきても、場所を転々とせざるを得ない状況で拡大を図っているということのようでございますけれども、やはりこの居場所というのは子どもたちが落ち着いて過ごす場所でもありますので、そういう考え方の元に言うならば、やはりきちんと、そこに行くところと落ち着くというか、場所を確保すべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

昨日の質問でもございました。小学校は30人、そして中学校は35人、合わせて65人の子どもたちが不登校となっているわけでございますが、これは連続して30日以上欠席をした児童生徒であります。ほかにも行き渋りとか、やはり行けない、保健室登校とか、いろいろな子どもたちがいる中で、やはり安心して居場所を見つけられる場所、そしてまた自立をしていく場所としての役割も持つのではないかというふうに思いますので、そういう点から考えるならば、やはりもう少し場所を考えていく必要があるというふうに思うわけでありまして、教育委員会は今の中央公民館の手狭な部屋のままでよいと考えられるのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員御質問のように、今現状、ピッコロの部屋というのは不足しておるといふか、手狭であるということは認識しております。やはり子どもたちが安心して、やはりそういった適応指導であるとか、最終的には通常教室へ戻れるような、そういった対応ができればいいと、それがためにはやはり十分なスペースが必要であると考えております。

今、教育委員会としては、中央公民館の一角で利用させていただいておるわけでございますが、それでは不十分だとは感じております。やはり新しい専用スペースが必要であるという認識ではございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） このピッコロで対応している先生が、常時2名から3名のときもあるとかいうふうに思いますけれども、これでは少ない。例えば小学生と中学生では、

やはり対応することも違ってまいりますし、またここでやはり勉強したいという子どももいるわけですが、そうしたときの対応も考えると人的配置、専用のですね、専任の人的配置が必要でもあります。

ですから、場所の専用スペースの確保と同時に、専任の人的配置、このことが必要ではなからうかというふうに思うわけでありますので、その点についても伺いをしたいということでもあります。

また、今の中央公民館の一角ではやはり不十分でありますし、生涯学習、社会教育施設でありますので、そうした点から考えると、違う場所に専用スペースを確保すべきではなからうかというふうに思います。その点についても計画的にやっていくべきではなからうかと思っておりますけれども、その点について再度伺います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 確かに御指摘のように、現状の体制では人的にも不足しておるというのは、教育委員会としても認識しておるところでございます。相談が増えるごとに、一応契約の時間数で対応はしていただいているわけでございますが、相談員としてもしっかりとした相談業務に対応するためには、その時間数内では収まらないような、そういった状況もあるように確認をしておるところでございます。

そういったことを解消する、よりよい指導環境、子どもたちが安心して対応できるような、そういった施設というのは、専用のスペースを設けるという、そういったことについても教育委員会は、検討していかなければならないというふうに認識しておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 認識しているならば、なぜそれが計画的にできないのかということでございます。やはりあの場所では難しい、そういうことがあるならば、ほかに場所を検討をし、そして人の配置も進めていく、このことをどのくらいのめどで達成していくのかと、こういうことも考えていくべきではないかと思っておりますけれども、そうした考えはございますか。

○議長（稲吉照夫君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 丸山議員の御質問、それから御発言はとてもありがたい応援だと思っております。

おっしゃるとおり、手狭になってまいりましたので、独立した場所を幾つか候補に上げて、そこで仕事をしておられる臨床心理士の人と打合せをしました。候補地もあって見にも行きまして、そこがどうかという話をしたんですが、最終的にあそこに落ち着いたんですが、その経緯として一番ネックになったのが、夜遅くまでやっていただいています。お父さん、お母さんが仕事が終わった後相談に行かれますので、6時、7時という暗くなる時間にも活動して、それが終わった後、その日のまとめをして帰られます。

そういうときに、別の場所になると、女の人が多いので怖いということをおっしゃって、今、中央公民館は恐らくシルバーの方だと思いますが、警備に入っていただいています。あれがとても安心できると。それで生涯学習課の職員が帰った後も警備の人はあそこにいらっしゃるので、そこでとても安心して仕事ができる。また、施設も直ってエ

エアコンもあるトイレもあるし、ベストではないんだけど、警備の方が付かない状態で一棟、借りれる状況にもちょっと持ち込めたんですが、やはり私たちもそういうことをおっしゃると人を配置するのが非常に難しいので、今のところがいいとは思いますが、そのことも含めて解決できるところを、なるべく早く探していきたいと思っています。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 管理・運営の点で、なかなか場所の選定も難しいということは重々分かるわけでございますけれども、一つやはりそうした点もクリアしながら、独立したと言いますか、そういうところでやっていく、そういう点もやはり私は考えていく必要があるというふうに思うわけであります。

一つの例といたしまして、前々から言っておりますけれども、栃木県の高根沢町、ここにはひよこの家というのが町営で運営をされているわけですが、ここは空き家を改造して、そして専用スペースとしてやっているわけであります。そういう点で、やはり例えばこの相談活動は独立をする、そして子どもの居場所をまた別にする、こういう点からしていくならば、十分対応ができるのではなかろうかなというふうに思うわけであります。

やはり相談者になりますと、これは夜間、仕事が終わって帰って来られてから相談すると夕方から夜にかけてになりますので、そうした点では安全面の関係もあるかというふうに思いますけれども、しかしながら子どもたちが通う時間帯は昼間であります。ですからそういうものを分割をしながらやっていけば、これはお互いにその居場所、あるいは相談対応というふうに区分けができるかというふうに思いますので、そうしたことも念頭に入れて対応していただけたらというふうに思いますが、お聞きしたいと思いません。

次に、子ども食堂についてお聞きをしたいと思えます。貧困に苦しむ子どもたちの生活支援の一つである子ども食堂の開設でございます。これは、前にも一般質問を水野議員が行われたところでございますけれども、そのときに町長は考えていくというようなことを言われたわけでありますが、しかしながら今、コロナの関係でこの子ども食堂も一時ストップしている状態であります。

しかしながらこの子ども食堂も現在は食事の提供は休止をしているわけですが、フードパントリーを行っているわけであります。そうした点でやはり一つの取組として、幸田町でも子ども食堂の開設に向けていく考えがあるかについて伺いたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 御提案ありがとうございます。議員御提案頂きました、分割してその相談業務、居場所というような、そういった目線でも改めて検討してまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員のほうから、貧困に苦しむ子どもたちの生活支援の一つである子ども食堂の開設ということで御質問頂きました。

子どもの貧困ということで、これ2020年7月に厚生労働省が発表した2019年

国民生活基礎調査、この結果によりますと、2018年でありますけれども、貧困率が13.5%で7人に1人の割合ということで認識しているところであります。

本町におきましては、子ども食堂の実態として、現在、つどいの家を管理しております社会福祉法人 愛恵協会、元々独自事業として、平成30年11月から開設をしておりまして。その後、平成31年4月以降は、本町における生活困窮者向け事業としまして補助金の交付を行っております、この子ども食堂を本町の生活困窮者向け子ども食堂に位置付けて、引き続きその充実に向け支援していきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 愛恵協会が始まりました学習支援と食事の提供、日常生活の支援と、こういうことで県の事業として始まったわけでありましてけれども、しかしながらこの事業の一つの問題点と言え、これが生活保護世帯というふうに限定をして始まったわけでありまして。そういう関係上、やはり人数が非常に限定をされてきている、こういう点からすると、そのはざまにある、例えばシングルマザーとか、独り親世帯、こういう子どもたちの支援にまではつながっていなかった、こういうものが実態ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

そうした点からすると、やはりもう少し視野を広げて、そして誰もが行きやすい子ども食堂にしていくべきではないかなというふうに思います。愛知県の子ども食堂、これがネットワークがあるわけでございます。このネットワークの中には、愛知では100か所、全国では2,300か所と言われているわけでございますが、そしてまた愛知県社会福祉協議会、ここが子ども食堂マップを作っております。そうした、誰もが通いややすいこの子ども食堂、こういう運営も子どもの居場所づくりと併せて運営をしていく、そういうものがやはり利用される一つの元になっているのではなかろうかというふうに思います。

ちなみに、岡崎市の子どもの食堂は、これは岡崎市のホームページに載ってございましたけれども、6か所がPRをされているわけでありまして。そのように、幸田町でもやはり誰もが周知をして、そしてちょっと行ってみたいというようになるような場所、ところ、そういうところでの開設というのも考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。ですから生活保護世帯というふうに限定をしないで、例えば一人で食事をしている、そういう子たちでもここに行けば御飯が食べられるよ、みんなと食べられるよという、そういうところの場所での開設、この辺についてお伺いしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 貴重な御提言をありがとうございます。

先ほど、全国では2,300か所、それから愛知県においては100か所ということをおっしゃいました。最新の情報でありますとさらに増えておるということを確認しております。全国においては2019年で3,718件、1年で1,432件増えております。それから愛知県におきましては、先ほど100件ということでございましたが、最新の今年6月の情報では175件ということで、68件年間で増えておるということは承知しているところであります。それで岡崎市、先ほど6か所とPRされているということでございましたが、岡崎市についても社会福祉協議会のほうで推進をしておるというこ

とでございます。

確かにこの愛恵協会さんのほうにつきましては、参加者が実際、登録人数は20名程度でございますが、実際の参加者が3人から14人程度ということで、これは学習支援と併せカレーライスの提供をしているものでございます。そういうふうな形で限定をせずということでございますが、先ほどの生活の困窮者だけでなく、先ほどの教育委員会の件もございました。子どもを真ん中にした安心できる居場所、これを作る取組として、地域がみんな子どもを育てていく場、こうした形で開設されている事例があるということでございます。

その意味におきまして、現在、コロナ禍でもございます。病気や経済的状況以外の理由、つまり貧困だけではなくて、本人の不安や無気力、こういった理由での不登校者が増加しているとも言われているところでございます。今後につきましては、貧困の子どもの福祉的な場としてだけではなくて、地域のにぎわいの創出の場として、特に子どもの居場所となる受皿、こういったものを確保していきたいと感じております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） つどいの家のあるところはちょっと行きにくいところでありまして、やはり送迎が必要でありますので、送迎も含めてやっているかというふうに思うわけでありまして、しかしながら子どもが例えば自転車でも行ってこれる範囲内であるならば、これはやはり場所をもっとたくさんの子どもの利用できるようにしていく、そうした点で考えていくなれば、やはり場所というもの、場所の選定も一つの重要なことではなかろうかというふうに思うわけでありまして、ぜひそうした点も含めて検討をいただけたらと思います。

また、愛知県社会福祉協議会では、この子ども食堂を作る支援、こういうものも行われているわけでありまして、先ほどは愛知県では175か所にも増えてきている、こういう状況があるわけでございます。ですからそうした点での、幸田町でも一つ、やはりそうした子どもの支援の一つとして、誰もが利用しやすい子ども食堂の開設に向けて、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、学習支援について伺いたいと思います。

家計が大変で塾などに通えない児童・生徒の学習支援であります。この無料塾の取組について伺いたいというふうに思います。先ほども言いましたけれども、愛恵協会の中で県が始めた学習支援、これが行われているわけでございます。これは先ほども言いましたように貧困の子どもたちということで、生活保護世帯の子どもたちに限定をしてきたものであったわけでございますけれども、現在この学習支援、コロナの中で2か月休校になって、そしてやはり授業が遅れている、授業のスピードについていけない、こういう子どもたちが今増えてきているというようなことと、それから家庭において学校に行く前の子どもたちの中で、やはりお母さんが不安になって塾への問合せが増えてきている、こういう状況が今、幸田町の中でも表れているわけでありまして。

そうした点で、しかしながら塾に通いたくても通えない子どももいる、やはりこうした学習の遅れを取り戻す手だてがないと、こういう子どもについてはやはり無料塾で、どの子にも分かる基礎学力をつけていく、そのための支援が必要ではないかというふう

に思います。それで調べてみましたら、西尾市ではやはりこの学習支援として、高校受験のための無料塾、こういうものも行われているわけでありまして。そういう無料塾の取組、これについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの子ども食堂の件でございます。子ども食堂の運営主体につきましては、NPO、民間、社会福祉協議会等が多く、自治体としては団体に対する補助を行っている、そういったケースが見受けられるということでもあります。

活動団体が自発的に現れてくるということが一番望ましいのではないかというふうに思っておるところでございますけれども、昨今の子どもの置かれた現状を、先ほどから聞いておりますと、やはり自治体もこれらの団体と連携して、例えば活動を行うボランティアの募集とか、開設に伴う助成、こういったものはやっていくことができるのではないかというふうに思っています。何らかの形でサポートしていく体制について、検討していくことがまず必要かと思えます。

それから先ほどの場所の確保ということでは、空き家ということも今日、冒頭のほうで出てまいりましたけれども、そういったものを活用するという形で運営していくという考え方もあるのではないかというふうに思っております。

それから2点目の学習支援事業の件でございます。こちらにつきましては、子どもの貧困と学習支援との関連では、生活困窮のために子どもの能力が生かせないということでは残念なことだと思っております。できる限り、平等に教育が与えられる機会が必要な中、先ほどのように愛恵協会、こちらのほうが生活困窮者自立支援法に基づきまして、福祉事務所を設置しない幸田町におきましては、愛知県の自立支援事業として、愛恵協会が県から委託を受けて、つどいの家で相談支援、居住支援などとともに学習支援事業として居場所の提供等を実施しているところでございます。

取組事例としても、全国的には、先ほど西尾の例が出たわけでございますが、滋賀県全体で取り組んでいる野洲市というところがありまして、こういったところが精力的に行っておるということは確認しております。ここではボランティアの募集は市のほうで行っておりまして、ボランティアへの補助と、それから軽食の提供もあるということでございます。

それで学習支援につきましては、貧困でも支援を必要としない子どももいれば、貧困でなくても支援を必要とする子どももいるはずであります。コロナ禍の影響も重なりまして、本人の不安や無気力、そういった理由で不登校が増加しているとも言われておりますので、先ほどの子ども食堂、こうした子どもの居場所となる受皿として確保しまして、学習の場としても同時に利用する考え方が、一つの方法かというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 子どもの貧困の連鎖の一つとして、やはり学習の遅れというのが言われております。中学校を卒業しても高校に行けない、そういう子どもたちへの支援、せめて高校に行ける学力をと、そういうことで貧困の連鎖を断ち切ろうという、そういうことの取組もなされているわけでありまして。

そうした点におきまして、今、愛知県の中でもほとんどが進学をするという、こういう状況の中で、やはり子どもが希望を持てる、そうした学力を身に付けさせていく、そのための手だての一つとして、やはり生活に追われて塾に行けない子どもたちへの支援というのは、本当に必要ではなかろうかなというふうに思うわけであります。

先ほどから4点について質問をしてみましたけれども、やはり総合的に見て、いろんな複合的な考え方の中で支援をしていく、この取組が必要かというふうに思うわけであります。

そこで町長に、子どもが豊かに暮らせるまちづくり、こうしたものを連携を持って進めていく、そうした点におきまして、一つ一つの事業ではなくて、それぞれが複合的にやっていく、その仕組みづくりについて進める考えがあるかないか、お伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私は考えはありますということで、ちょっとおさらいということで、スクールソーシャルワーカーの第1点目につきましては、来年度当初予算の中で所管のほうから今要望が出ておるといことなので、検討していくということで内容を精査してまいりたいと思っております。

不登校対策としてピッコロの拡充、これは教育委員会部局と前から中央公民館でやっている内容等聞き取りをしておりました。今、お話がありましたように、もう少し場所を広げられないかという検討もしましたけれども、先ほど言いましたけれども、よそへ持っていくと防犯対策だとか様々な視点で配慮が必要であるということで、今の場所が適地である、でも手狭であるということでもありますので、また何らかの形で私としても、今、複合的という話も言われましたけれども、昨日から意見もあります、空き家対策の中で土地の利活用の中で、様々な分野の方々にまだ町の公共施設の中では足りない、活躍する場がないということ、空き家の利活用の中で考えていきたい。

それでその中で、もし不登校の関係でも入り込むことによって、その空き家が何らかの形で常駐するような、管理する人がおれば、防犯的な安全対策もできるわけなので、これは教育委員会の方と、もちろん相談員の方も意見を聞かないといけないので、そういったところで開所ができないかなということをやりたいと思っております。

子ども食堂につきましては、私は当初からやりたいということでもあります。やはり場所が必要であるということと、人手が要るということでもあります。そして子どもたちがどうしても、今やっております愛恵協会さんの子ども食堂もありますけれども、ちょっと場がなかなか分りにくいところもあります。やはり駅の前とかそういうところでやってみたいなと思っております。

そういった意味で、これも空き家だとかそういったところの対策の中で、やはり誰もが貧困という言葉だけではなくて、子どもたちが来ておいしい食事が地産地消の観点から、またフードロスの観点から、そして親子の絆を結ぶ観点から、そしてまた職員の政策課題の中でも、そういった子ども食堂に対する様々な提案をいただいておりますので、それを一つの、駅の前の中の空き家的なものでもし見つければ、そういったところでやればとてもいい場所なので、ただその担い手、作り手、これをできればシニア・シルバ

一世代の方々で一度食事、もちろん調理師の資格もないといけないんですけれども、そういった人たちに作っていただいて、地産地消の観点もいい、フードロスの観点もあるということで、そしてもしその施設がうまく利用できれば無料塾のようなこともやりながら、空き家を一度、まだどこもやっていないので利活用してみたいなというところで展開できないかなということを実は考えておりますけれども、これやろうとすると建設部、企画部、環境経済部、総務部、横軸が必要なので、やはりこれを誰がどこでどうやってやるんだというところでどうしても福祉部だけの問題ではないので、これが大変だと思いますけれども、私の独断でやっているとまた御批判をいただいてもいけないので、しっかりと内部的にこういうことをやってはどうですかということ、やりたいと申しますし、子ども食堂については少なくとも3月までに、今コロナがあるのであまり飲食が華々しくできないので、月に一度ぐらい、何とか3月までに、こんな形はどうですかというような仕組みの提案をしてみたいと思っております。

子どもが豊かに暮らせるまちづくりにつきましても、総合計画や教育大綱、そして子ども子育て支援事業計画等々の中に触れております中で、しっかりときめ細かな施策を推進してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ありがとうございます。やはり横の連携をしながら、一つ一つの事業が独立するのではなく、複合的に連携しながら、よりよい施策として発展していくということが、私もそう思っております。今の町長の発言、本当に期待するものがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目に入りたいと思ひます。

介護保険の第8期事業計画についてであります。介護保険は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し運営されます。第7期は来年の3月31日まで、今年是最終年となっております。次は2021年度から2023年度まで、第8期の計画策定が今、行われているところであります。厚労省は今年の2月に第8期事業計画検討の基本指針を公表をいたしました。これを受けて市町村は、8期の介護サービス、この見込量の設定作業を進めているところでありますが、まだ公表されておられませんので、どの程度になるのか、これから伺いたいというふうにおもひます。

介護サービスは、歴代政権の社会保障費削減路線の元、負担増やサービス取上げの制度解約が繰り返され、介護保険だけで在宅介護、生活を維持できないという状況は、ますます深刻化しております。第7期では要支援者のホームヘルプサービス、デイサービスが総合事業へ移行し、介護保険の給付対象から外され、市町村が実施をする介護予防、日常生活支援総合事業になり、専門サービスの対象から外してまいりました。これによって、サービス利用者や介護事業者、どのような影響を受けたのか、またアンケートなどありましたらその結果はどのようになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 法律の改正に伴いまして、制度が移行をしたということでございます。平成28年度までの予防給付であります訪問介護と通所介護、この二つにつきまして平成29年度以降、これ全国的には27年にスタートしていると思ひます。

れども、幸田町は29年度であります。それ以降、訪問型サービス、通所型サービスとして、全国一律の介護保険から切り離して、市区町村の事務に移されているというふうを確認しております。

それで平成28年度までに行われていた介護予防事業でありますけれども、介護の認定の申請をして、非該当、自立できるんじゃないかというふうになった高齢者を対象に行われていました。総合事業では、要介護認定の申請を行わなくても、介護予防サービスを利用できる点、これがこれまでと異なっておるというふうに認識をしているところでございます。つまり、基本チェックリスト、こういったものを実施することにより、それぞれ個人個人に適した総合事業のサービスが提供されているものと認識をしているところです。

最後にアンケートというふうに言われましたけれども、こちらについては第8期、令和3年度から令和5年度、この計画を今、事務の進めておりますけれども、この事務に先立ちまして、家族介護者アンケート調査、これは令和2年の3月ですので、令和元年度中に行ったものでございます。現在受けている介護サービスについての質についての質問に対しましては、6割強の家族の方が満足していると回答をされておるということでもあります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 第7期の中での介護サービスを受けている方は、6割が満足をしているということではありますが、しかしながらこの第7期の中で一番の問題点は、要支援の方たちへの専門的なサービスから、ボランティア等によるサービスへの提供というふうに変わってきたわけでありまして。そしてまた、このサービスを受けてしばらくたつと卒業が課せられるというか、そういうふうな仕組みづくりが行われたわけでありまして。

そうしますと、こうした運動機能等への移行等で卒業を促すという、幸田町の中ではそういうことはしないよというようなことを前に答弁で明らかにされたわけでございますけれども、しかしながらこの介護保険事業の中ではそういうことが義務付けられている、そういう中でやはりこの卒業者を出したということがあったかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、本町ではこのサービスの移行に伴いまして、訪問型サービスで8事業所、町内が5か所、町外が3か所です。それから通所型サービスで28事業所、町内が21、町外が9ということで、総合事業の指定を受けているところであります。これは29年度以降、事業所としては増えてきているということでもありますので、総合事業の充実といいますか、事業者は増えておるということでございます。

それから事業費の動きを見ましても、平成元年度につきまして、総額約5,800万円の事業費でございました。それで29年度が総額3,100万円でしたので、2年間で2,700万円、このサービスを利用されておるということで、事業としては成り立っておるのかなというふうに思っております。

それで先ほど、卒業というお言葉を頂いたわけでありまして、これにつきましては、半年この通所介護を行うと、そこでもう終わりだよというような形になっているサービ

スがあるということですが、その後のケア、そういったものもやっていけるように、町としてそこの方を追って対応していくという考え方でおります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 緩和ケアサービス等への移行というのが行われてきた中で、半年間のサービスを受けると卒業、こういうような仕組みが導入をされた第7期であります。幸田町の中ではその後のケアも進めているよということで理解をしたわけでありませう。

そこでまた、今度今年の2月以降からコロナ禍が始まったわけでありませうけれども、このコロナ禍における介護の状況というのはどのようになったのか、伺いたいと思ひませう。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） コロナ禍における介護の状況でございます。家族で介護を抱え込まず、社会全体で支えるというこの制度は、始まってからもう20年ということで経過しておるわけでございますが、費用の膨張であるとか、慢性的な人手不足、それから介護の離職、こういった課題が全国的には指摘されているところでござひませう。

それで実際の介護保険サービス事業者等につきましては、手指消毒あるいは換気等を行ひながら、国のガイドラインに沿った様々な感染症対策を施しながら、事業継続が行われておるというところであります。現在では、施設内の面談、こうしたものも禁止をされておるというふうには聞いておひませう。

新型コロナウイルス感染症の影響下におきまして、利用者がサービスを受けるのをちゅうちょされるとおひませうことは、これは医療提供、こういったことの受診理解ということとつながるところがあるかと察せられるところでござひませう。利用者の利便、また事業者の収入が途絶えないよう、国の指針に沿ってサービスを工夫して、事業実施がされておると認識をしておひませう。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 分かりました。第8期の事業計画策定に向けて、安心できる介護保険制度にすることが必要でありますし、充実すべきと思ひませう。

しかしながら、今後国は要介護1、2についても、介護保険の対象から外して総合事業に移行させるという計画があります。また、厚労省は国会に諮らずにこの労働省令改正で介護保険の制度改悪を行えるようにということが明らかになって、それが来年の4月から進められるわけであります。

そうしますと、今度は省令改正で今の要支援者向けのこの総合事業、これを要介護者まで拡大をする、こういうことがこれから行われるわけでございます。そうしますと、第8期の事業計画、この中でどのようにやっていくのかということもあるわけでございます。要介護の人たちを、専門サービスから外してもいいと思はれているのかということでございますけれども、その点については今現在どのように進められているのか。また、この国の動きとの関係も大きく計画に左右されるわけでございますので、その点について担当としてはどういふふうに対応していくおつもりがあるか、伺いたいと思ひませう。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 要介護1、2についても、要支援と同じように総合事業への移行をするといった内容かと思えます。国の分科会等で議論されているということは確認をしておるところでございますが、国からの正式な通知というものは現在来ていないという状況であります。現状としまして、第8期の令和3年度以降の計画をどうするのかということでございますが、現行のままで今のところは適用しないものと認識をしておるところでございます。

それで総合事業移行に関係する内容については、詳細がやはり明らかにされておられませんのとはっきりとした答弁はできませんけれども、どのような方向に動いたとしても、介護予防、これに重点を置きまして、必要なサービスを必要な方に漏れなく提供ができるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 要介護の方たちを介護給付の中から外していけば、ますます介護度が上がってくるということは明らかではないかというふうに思います。ですから、今の総合事業の中には移行しないで現行のままで、さらに介護予防も進めていくよということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、特別養護老人ホームについて伺いたいと思います。これは昨年も質問させていただきました。そのときの待機者数は219人ということございましたけれども、現在の待機者数はどれぐらいか。また、この計画に盛り込んで待機者の解消を図る、この考えについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 特別養護老人ホームを計画に盛り込むことということでございます。現在の待機者数であります。先ほど219人ということでありました。これはつつじヶ丘、メリーホーム、まどかの郷、この3施設が町内にあるわけでございますけれども、ここで待機者の聞き取りをした結果であります。これが何分、他の施設に重複をして申込みをしている人も含んでおるということで、中には亡くなっておられる方もおるようで、はっきりした数字ではないですけれども、あくまでも聞き取りとしては3施設合わせて550人ということになっております。

ただ、愛知県の調査、これは今年の4月1日でございます。県内の要介護3から5の方というのが4,467人見えますけれども、本町の待機者は重複者を除いて15人というような結果が出ておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 県の調査では15人ですかね。確かにこの三つの特養施設の中でそれぞれいろんなところに重複をして登録をされますので、実人数というのはなかなか分かりにくい状況があるかというふうに思うわけでございますけれども、しかしながら15人というのは今まで、昨年質問のときには219人というような答弁があつて、今までもずっと大体200人ぐらいの人数で推移してきた、こういう状況の中で15人というのはちょっと考えられないことでもありますけれども、しかしながら待機者がいるという状況の中で、やはり今三つの特養ですと、これ地域密着型ではありませんので、

それぞれほかの市町村からも入所をすることができます。

ですから、幸田町枠を取っておいてよということとはできないわけですが、しかしながら地域密着型になりますと、これは町内の人たちだけの特別養護老人ホームになるわけですので、29人以下のそうした特養を作っていくのか、それとも通常の特養を作っていくのか、この考えについても伺いたいというふうに思うわけでありましてけれども、やはり待機者の解消ということで町内の人々が安心して入所できる特別養護老人ホームの建設を進める、この考えについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど15人ということでしたがけれども、議員言われるように、これデータ的にも要支援、要介護の方というのは年々増えているということの中で、今後の2040年問題等ですかね、こういったものもございまして、それに進めてこれは手当てをする必要があるというふうに考えております。

それでそういった中で、特別養護老人ホームを計画に盛り込むことにつきましては、これは県の計画におきまして、この西三河南部東圏域、この中では病床数の枠組みというのが決められておきまして、これは認められていないということなので、これはできないということでもあります。ではサテライト型等で緩やかな基準の元のものかどうかということですが、今のところこの8期の中に盛り込むという計画は持ってありません。

それではどうするかということですが。将来を見据えまして、本町の対策の一つとして上げられるのは、入所定員29人以下、先ほど言われたように地域密着型サービス施設であります。この施設につきましては、地域のもので、市町村が指定と指導の権限を持っております。国の基準の範囲内で、独自の指定の報酬・基準等が設定できるということであり、特養のような形ではなくて、本町の被保険者のみがサービスを利用できるということですので、次回の策定委員会というものがありませんけれども、ここには今後の介護サービスのニーズを踏まえて、住み慣れた地域でのサービスとして、地域密着型介護福祉施設の設置を図るとした内容を明記していきたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） とにかく、この西三河圏内の枠内の中での計画もあるわけですが、そうした点でいいますと幸田町の枠はないということから考えれば、やはり地域密着型ということで、安心して利用できる特別養護老人ホームの小規模化ということで、ぜひ盛り込みながらやっていただきたいと思います。

次に、介護保険料の設定でございます。現行では、11段階、合計所得を600万円以上としているわけですが。この幸田町の介護保険料は県下でも低いわけですが、値上げを抑えるためにも、多段階応能負担も求めるべきではないかというふうに思うわけでありまして。その考え方と同時に、基金を取り崩して据え置く考え、これについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 実際、第8期の計画を進めるに当たっては、介護保険料と

いうことを決めていく必要があるということでございます。幸田町は県下では低いほうでありまして、下から3番目という金額でございます。これは介護サービスの量によっても決まっておりますので、一概に低いからいいということではないかというふうに思っております。

それで現行の11段階、合計所得600万円以上という形の中で、先ほど議員が言われたように、やはり多段階式応能負担ということも求めるべきだと、それは町としてもそのように思っておりますので、今のところは13段階、11段階の600万円を800万円とか1,000万円、こういった段階に区分しまして、応能的な負担も求めていきたいという考えを現在持っているところであります。

基金につきましても、現在基金のほうが令和元年度末で1億7,600万円、こうした基金の残高があるわけでございます。このうちの基金を活用しまして、介護保険料をなるべく据置きも含めながら、これは上げざるを得ないかもしれませんが、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 基金が1億7,600万円、この準備基金につきましては、3年間の中でその変動でいろいろと調整をしていく、こういうものを持つものでございますけれども、しかしながら1億7,600万円もあるわけでございます。これを取り崩して、ぜひ据置きを図っていただきたいということを要望し、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 答弁者に申し上げます。答弁時間、残り1分を切っておりますので、簡単明瞭をお願いいたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 基金の活用、これは実際には3分の1、この1億7,600万円の3分の1程度を活用して、第8期の保険料を算定していきたいと思っております。後の残り1億円、これは過去で24年度から26年度、この3か年で取崩しを1億程度行ったことがございますので。

○議長（稲吉照夫君） 答弁を終わってください。

○健康福祉部長（林 保克君） 気をつけて運用してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境 毅君の質問を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、内容について順に質問させていただきます。

まず、初めに、1件目ですが、デマンド型交通システムの展望についてを質問させていただきます。

高齢者の免許返納、こういったことを促進する課題としまして、本町でも公共交通の弱さがあると認識をしています。共働き世帯、親と同居をしていた場合でも、会社を休んで平日は送迎をする状況にあります。老化による筋力低下や機能障害なども含め、自力での移動が困難な住民の様々な問題に対する移動の手段として公共交通への期待は大きく、安全で安心して移動できる、利便性のよい仕組みづくりが必要とされています。

現状は、えこたんバスが定期巡回していますが、利用状況など、都市交通マスタープランにおける課題解決が望まれていると認識をしています。転入や独立されたものの駅まで歩いていけないような地域、特に将来的に不安が払拭できない状況にあると考えております。全ての町民が自由に移動できる仕組みを提供することが、事業の本質と考えています。10月1日より開始した豊坂小学校区でのデマンド型交通システムの展望について伺います。

初めに、豊坂小学校区での実績の分析結果と、具体的な試験結果などはどのようなか伺いたいと思います。2か月間の実績及び分析結果の評価は、当初計画どおりに進めるべき状況なのか。評価に必要なデータ所得数、こちらをしてみますと、本町の75歳以上、人口が4,250人ほどいるかと思えます。こちらを基準に、信頼できるアンケート結果を導き出すには、一般論として利用者全体が、例えば1万人の場合でいきますと必要なサンプル数は370人、10分の1の1,000人の場合でも、必要なサンプル数は278人であります。大体、今回の4,200人等々考えますと、300人を超えるデータが必要ではないかということになります。

精度も低く、方向性を間違わないか、懸念をしています。分析結果と具体的な試験計画など伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） チョイソコこうたにつきましては、10月から議員おっしゃられましたとおり、豊坂小学校区内にある停留所から、停留所のある医療機関やスーパー、役場などに移動できる65歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの方を対象に始めました乗り合いサービスでございます。10月からのスタートということございまして、2か月分の実績ということではございますが、現在のところ、実質登録者数が162名、これが対象者数の約11%ということでございます。

予約件数が2か月で90件、利用実人員が25名ということで、乗合率ということで1車1区間におきます乗車人数が、10月が1.29、11月が1.27という利用状況であるということでございます。現在は登録者数や利用された方のデータしかございませんが、事業分析をするに当たりましては、新しい交通システムの導入について広く意見を聞いていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

10月からの豊坂小学校区内の6区におきましては、全ての区で説明会のほうは実施させていただきました。また多くの方にチョイソコこうたがどのような乗り物になるかということにつきましても、体験をしていただきたいというふうに思うところではございます。町民の皆様から必要とされる交通システムになり得るかを、今後検証していきたいというふうに思っております。

現在のところ、思っておる課題ということでございますが、当初決めました停留所の

位置が、本当に利用される方のニーズにも合っているのかということですか、予約申込時間が今、利用の30分前ということになっておりますが、これがもう少し短くすることができるのかとか、利用対象を、今65歳以上の方というふうになってきておりますが、もう少し拡大することができるのかとか、あるいは今、事業実施地域を指定させていただいておりますが、必ずしも今指定されておる停留所が、自分たちが行きたい生活圏の中にあるかどうかということが問題になりますと、なかなか利用いただけないこともありますので、事業実施する指定地域を変更するような必要があるのかとか、そういったようなことを課題として考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 状況につきましては理解をしました。今回、先ほどの話、数字の話でいきますと、豊坂学区対象者は多分1,500人を超える方がいらっしゃるのかなと思っています。そうしますとやはり300人程度のアンケートをすべきではないのかなというふうに考えます。

これは成り行き任せですと、やはり実験ですので、終了期間間際まで実績が積み上がらないような可能性もあります。的確な判断につなげるには、対象者全員が早い段階で一度乗車するような仕組み、そういった仕向けるような考えはどのようなかを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうがおっしゃられました、確かに300人というような数字につきましては、私どものまずは登録者の目標の中にも入っておりますので、早い段階で取り組んでいきたいというふうに思っております。

コロナ感染症の拡大のために延期となっております、地元説明会は全て行っておりますので、利用を想定する方には取りあえずこういった制度にあるということについては、知っていただいておりますというふうに思っておりますけれども、さらに今後多くの方に体験していただけるような場を、老人クラブの会合ですとかいろんな機会を設けて、もっと利用の方に体験をしていただくような場を、今後設けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ぜひ利用のほうの促進をお願いし、精度の高いデータの収集に努めていただきたいと思います。私も会合、説明会に出させていただきます、今おっしゃられたいろんな意見は聞いております。期待も確かに大きい話になりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、乗合タクシー、これは定義としてはそういうふうな定義になっておるんですが、公共交通、えこたんバス、それから医療センター直行バス、今回のチョイソコこうた、こういったものに分けられておりますが、この住み分けがどうなのかということをお伺いします。

実証実験結果から住民サービス向上と税金の使い方を念頭に、都市交通マスタープランが宣伝されるべきものであるというふうに考えております。チョイソコこうたは乗合タクシーと定義されております。定期巡回バスであるえこたんバスの課題解決も見据えて、実証実験中の岡崎医療センター直行タクシーとの住み分け、こちらが重要なポイント

トになるということでもありますので、こういったところがどのようなか伺います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） こちらの今、行っております交通施策につきましては、都市交通マスタープラン、こういったものに位置付けをさせていただきながら、運行のほう、実証実験、こういったようなものを進めさせていただいておるところでございます。えこたんバスにつきましては、主に高齢者や障害者の重要な移動手段として、4系統、1日6本の運行ということでございます。認知度は高いということではございますが、あまりこれも利用されていないということが現状であります。

そういった高齢化の進む中でありますので、高齢者の交通事故が多発しているという社会的背景から、公共交通の重要性が高まっておるといことでありまして、高齢者等の快適な移動を確保するために、新たな地域内交通システムとして、デマンド交通のチョイソコこうたの実験を10月から始めたということでございます。

また、将来的にはえこたんバスを基幹路線運行などに、運行系統を見直した場合に生じる交通空白地域におきまして、現行のえこたんバスの代替えに、このチョイソコがなり得るかどうかの可能性も探っていきたいというふうに思っております。チョイソコこうたはでするので、停留所をきめ細かに設定するというので、御自宅の付近から移動していただきまして、目的地のエリア内のおでかけのニーズに合った停留所を設置することによって、おでかけができるという移動手段であるということではございます。そして藤田乗合直行タクシーも、4月からの町民の生活の利便性の向上のため、岡崎市にある、幸田町から最も近い位置に整備された総合病院である藤田医科大学岡崎医療センターへの移動手段として、相見駅からの直行便として運行をさせていただいているところではございます。

総合病院のない幸田町につきましては、最寄りの駅からであります相見駅からのアクセスがあるということで、町民の皆さんに安心していただくと、こういったことを期待しているところではございますが、移動手段の安定的な確保としては運行を続けていきたいというふうには思っているところではございますが、費用対効果の観点ということにおきまして、見直しもこれは必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 説明ありがとうございます。内容につきましてはよく分かりました。やはり費用対効果の観点も先ほどおっしゃられましたが、こういったところも含めて、重要な課題かと考えております。えこたんバスの課題も含めた、公共交通全体の弱さを根本的に解決する具体策、こちらの立案をぜひお願いしたいと思っております。

方向性について、話せるものがありませんでしたら、お聞かせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、実際に行っております様々な運行形態におきまして、今後各事業におきます利用状況等も把握をしていきながら、都市交通マスタープランでも示しておりますとおり、今後10年間におきまして行っていくものとしましては、その中

では鉄道・駅の再整備ですとか、あるいはバス等のサービスの向上、デマンド型交通の導入ですとか、自動運転の実走化の推進というようなことが位置付けてありますので、こういった目的に向かって、この事業につきましてはいろいろ工夫をしながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容につきましては分かりました。

では次に、公共交通の他行政との広域連携の考えはどのようなか伺いたいと思います。連携のメリットやデメリット、こちらを想定することで利便性の高い住民サービス提供の選択肢が増える、それから町外からの人の流れが作れるなど、付加価値の期待できる手段であると考えています。

特に、JRでつながらない東西方向については、新たな人の流れを呼び込む有益な仕組みになるとも推測できます。現時点の方向性などを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、例えば4月から行っております藤田乗合直行タクシーなどにつきましては、これはタクシー事業者に正規の運賃を払っておるということで、利用者に対しましては無料の運行ということになっておりますし、それから岡崎市内をこれ運行するわけですが、市内にはバス停は今設けていないというような、そういったような状況での運行ではございます。

ですので、やはり町村間の連携ということになりますと、乗り入れの自治体の民間交通事業者でありますバスやタクシーの事業者、こういったところとの調整が必要になってくるということもございまして、これが直ちに調整がつくということはちょっと難しいのではないかとこのように考えているところではございます。

しかし本町と隣接しております3市との間の公共交通の流れを作っていくということは重要であるというふうに考えておりますので、隣接市との広域連携といたしまして、町村の境などに例えば隣接する地点で交通結節点を設けると、そこまで行けば隣の町の交通手段が迎えに来るとか、そういったような形のものも含めまして、住民の方の利便性について、その向上について、研究のほうはしていきたいというふうに考えているところではございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容につきましては分かりました。結論、住民が喜んで活用してもらえる施策でなければならないと考えております。施策の仕組み、これは町単独にこだわらずに、広域連携も視野に入れた形で、結論としては最大の効果、こちらが見込める選択をぜひお願いしたいと思います。

次に、試験運用期間で、有益なデータを最大限取得する具体的試験計画の立案として質問をさせていただきます。

地域説明会でも説明のあった他行政の運行状況、例えば豊明市ですとか岡崎市の住民の方の声については、本町にとっても有益なデータであると推測ができます。税金を使った実証実験であるからこそ、様々な角度から本運用では試すことのできないデータ収集について、残り4か月間で追加を検討すべきであり、必要なものは一つ残らずデータ

取得する攻めの姿勢で、スピード感のある取組が期待をされているのではないかと認識をしております。そこについて考えを伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） チョイソコに関します試験運用につきましては、先行であります豊明市ですとか岡崎市、これは一緒の同時スタートですけれども、そういったところに対しましては、同じ事業者に委託をしておるといふところもございまして、豊明市、岡崎市と情報交換を密にしながら、よりよい体制づくりにしていきたいというふうに関心を持ってまいりたいというふうな思っておるところでございます。

そういった中で、できる工夫というものにつきましては、できる限り住民の方の声も聞きながら、これはちょっと考えていきたいというふうな思っておるところではございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） こちらのほうは住民の声を精査をしますと、やはり本町へフィールドバックが可能であるというふうな考えます。先行事例として最大限活用する、これは体制の構築ですね、こちらのほうもしっかりとさせていただいて、運用につなげていただきたいと思っております。

それから、本町隣接の3市との人の流れを想定した検討ですとか、試験運用期間でやはり有益なデータを最大限取得する、こういったところの取組をぜひ推進をお願いしたいと思っております。

次の項目に移りますが、利用の制限や制約を極力なくし、高い稼働率及び利便性重視の仕組み構築後であります。今後、先ほど答弁にもありました大学との協議において、導き出される具体策が大変よいものであり、行政が力を注いでも、主役である住民に活用してもらえなければ、改善すべき部分が残されていること、ということだと思っております。放置されてはいけないですし、常に高みを目指す課題意識を持って、改善サイクルを回し続けるべきものだと考えます。

そのためにも、数値目標ですとか実績値が必要であると思っておりますが、どのようにそういったものを設定するのか、考えを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 現在行っておりますチョイソコこうたも含めまして、本町の都市交通におきます考え方につきましては、名古屋大学等の大学の専門の方々と連携をして、目標の数値を捉えていきたいというふうな考えておるところではございます。

確かに、先行の市町の数値もそこを参考に登録の方、あるいは実際に乗ったことのある方、そして既に利用される方とか、そういったものの数値を設定をしていきながら、住民の移動における利便性の向上を図ってまいりたいというふうな思っておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 数値目標ですとか、この数値での線引きですね、こちらのほうがやはり重要なポイントだと思いますので、どこまでであれば合格か不合格かという観点も含めて、検討の中で話し合いをしていただきたいと思いますし、利用の制限ですとか制約、こちらがやはり運用状況を見たときに、あまり利用されないのであれば、やは

り極力なくした上で高い稼働率に結び付ける方向を考える必要があるかと思えます。

利便性重視の仕組みの構築をぜひお願いするとともに、システムが住民にとって生活の当たり前になることが重要であり、気軽に当たり前に住民に活用される仕組み、これの実現の期待をして、2件目の質問に入りたいと思います。

2件目であります。デジタル化の促進について質問をさせていただきます。

地方行政をめぐる最近の同行について、総務省自治行政局行政経営支援室長の研修を受ける機会を頂きました。総務省で取りまとめられた資料に記載された2015年から2040年に向けた、人口段階別市区町村の変動では、本町は増加の見込みであります。

一方、御承知のとおりだと思いますが、我が国の出生数は毎年減少し、今後の推計でも減少傾向が続くとされております。総務省が取りまとめた自治体行政の課題として、これまでの地方行革により職員数は減少、人口減少が進む2040年頃には、さらに少ない職員数での行政運営が必要になる可能性がある。

近年の採用減少により、職員数の山となっている団塊ジュニア世代が2030年台に退職期を迎えることを見据えた職員体制の整備が求められる、こういったことが上げられております。これらのことから、少ない職員でも業務遂行できる環境の整備の必要性が理解をできます。

また、社会保障に係る費用、民生費ですとか老朽化した公共施設、インフラの更新に要する費用、土木費や農林水産費、教育費の増大が想定をされています。歳入では所得が、地価が下落すれば地方税収が減少する可能性が懸念されています。デジタル化の促進は、職員の働き方を含めた行政運営の土台となるべきものであり、あるべき姿にこだわった仕組み構築を目指すべきものと考えております。

そこで質問ですが、デジタル化の計画など、到達点及び進捗や本町の問題はどのような伺います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） まず交通のことにしましては、専門の方々との連携も含めながら、現状の交通施策につきまして検証を行いながら、どこまでの利用状況であるならこれが交通施策として妥当なのかという部分も、事業を検証していきながら、もしそこにおきまして制約があることが足を引っ張ることであるのであれば、そのところは極力改善をしながら、住民の方が利用しやすい運行を考えていきたいというふうに思うところでございます。

そして、行政のデジタル化ということでもありますので、引き続き私のほうで答弁をさせていただきます。まずは令和元年5月に交付されたデジタル手続法によりまして、デジタルファースト原則などデジタル3原則の元におきまして、法令に基づく行政手続だけでなく、条例または規則に基づく行政手続も含めて、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務というふうになったと認識しております。

法に基づきまして、令和元年12月から令和7年度末を計画期間といたしまして、デジタル・ガバメント実行計画というものが内閣府によって現在策定をされておるというところでございます。本町におきましても、平成29年度から愛知県及び県内市町村が負担金を出し合いますセキュリティレベルの強化のため、インターネット接続口を集約し

て、高度な監視基準を確保いたしますセキュリティクラウドを共同で構築運用を現在させていただいているところでございます。

また、今年度11月16日からは、愛知県主導の愛知AIロボティクス連携共同研究会、ここにおきましてAIチャットボットというものも導入のほうをさせていただきまして、これは24時間、365日、インターネット上で入力された住民からの問合せに對しましては、あらかじめ整備されましたQ&Aに基づきまして、AIが回答するという、こういったようなサービスを実施してまいっているところでございます。

また、併せましてAIOCR化のシステムも共同で研究をいたしておるところでございます。課題といたしましては、デジタル・ガバメント実行計画によりまして、地方自治体のデジタル化も加速するというところでございまして、令和7年度までに住民記録システムなど、地方公共団体が基本的に事務を処理するための情報システム、これを基幹系システムというわけなんですけれども、これが標準仕様のシステムに移行することが義務付けられておるといことが想定されるということにおきまして、せっかく行った町のシステム化が国の方向とは違うということではいけないということでもありますので、住民が全国的なサービス利用ができるよう、国の情報収集に努めるとともに、移行のための庁舎内における連携体制を構築していくことが必要であるというふうにご考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 国の方針に基づき、デジタル・ガバメントに持たれた改革が進められるということ、課題についても理解ができました。新たな自治体行政の基本的考え方第二次報告に記載をされております、我が国の出生数の推移、先ほどもちょっと話しましたが、団塊ジュニア世代、これ200から210万人に対し、2017年は95万人と半減をしており、以降推計も減少傾向であるということですので、労働力、これが特に若い労働力の絶対量が不足するとされております。

このことから、人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要と記載をされております。スマート自治体への転換や、公共私による暮らしの維持、圏域マネジメント等に創生の柔軟化、東京圏のプラットフォームの4項目について考え方が報告をされております。中でも、スマート自治体の転換においては、先ほど答弁にもありましたが、AIロボティクス等の破壊的技術を使いこなすスマート自治体へ、として従来の半分の職員でも自治体が本来担う機能を発揮、AIロボティクスが処理できる事務作業は全てAIロボティクスによって、自動処理するスマート自治体への転換が必要とされています。

自治体行政の標準化・共通化では、標準化された共通基盤、重複投資をやめる枠組み、期限を区切って標準化・共通化を実施するなど、情報システムや申請様式の標準化・共通化に伴う新たな法律の必要性がうたわれております。行政のデジタル化に向けた主な経緯は、皆さん御承知のとおりかと思いますが、平成12年11月にIT基本法制定以降、体制構築ですとか法整備などの取組が推進をされてきましたが、今年5月からの新型コロナウイルス感染症への対応において、地方自治体を含めた行政分野のデジタル化・オンライン化の遅れという課題が浮き彫りになっております。

同年6月5日、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググ

ループが設置をされ、33項目の課題整理を取りまとめて注目をされているところであり、ワーキンググループの取りまとめた課題の整理により、今後5年間集中的に行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AIを最大限活用できるシステムの変革に取り組むことが重要であるとされております。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方の地盤の抜本的な改善が必要であり、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上など、5項目の課題についてワーキンググループを中心に検討を進め、年内に新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえて、マイナンバーカードの所得促進を加速するとされていることから、本町でも低水準であるマイナンバーカード取得促進の構えが必要であります。

地方自治体のデジタル化のイメージは、いわゆるバックオフィスと言われている内部の事務とフロントオフィスと呼ばれております住民との接点について、住民もひと目で分かるシンプルなつながりがこの資料では図解をされておまして、2点をポイントとしております。1点目のポイントは、すぐに使える、簡単、便利な行政サービスの向上。二つ目のポイントが、職員がやるべき業務に資源を集中させる効率化とされています。

総務省が取りまとめた平成31年4月1日現在の、都道府県ごとのクラウド導入状況によれば、愛知県の導入率は46.3%で、47都道府県中40位、愛知県内でクラウドを導入している域内市区町村の割合では、半数以上がこの単独クラウドであります。これは全国の傾向と同様と確認はできますが、今回システムの方向性ではなくいわゆる供用、標準仕様にかじを切ることから、大きな変化を伴うことが想定できます。

住民目線では、行政サービス利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革、これはBPRと呼ばれていますが、これの徹底を前提に進めることから、効果としまして、住民サービス向上につながる好循環の実現が期待をされます。直近で実施された町ホームページのリニューアルですとか、先ほどお話のありました11月10日報道のAIチャットボット、これを11月16日から導入するなど、住民サービス向上に向けた環境整備は積極的に推進されており、これは評価ができます。

そこで質問ですが、各種業務に関わるシステム再構築の必要性及び具体的計画や国や県との連携及び進捗など、こちらを伺いたいと思います。システムの再構築は課題ですし、大変大きな変化になります。推進体制と対応計画、デジタル化の大前提となるマイナンバーカード取得促進も含め、どのように進めていくのか考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム、これが基幹系システムということでもありますけれども、これはこれまで、地方公共団体が独自に構築・発展させてきたという、これが今の現状であるかなというふうに思います。

維持管理や制度改正のときの改修におきまして、地方公共団体は個別対応をこれまでも余儀なくされてきまして、負担が大きいという課題があったということでございます。現在、国がこれらの課題を解決するために、地方公共団体のこういった基幹系システムにつきましても基準というものを標準仕様として策定していくと、それに従って整備す

るというような形になっていくのかなというふうに思います。

令和4年度から6年度にかけて、順次これをシステムが提供されていきますので、令和7年度までに標準仕様システムに移行を目指すということが検討されているということでございます。システムを標準化することによりまして、自治体における人的ですとか財政的な負担が軽減されること、高度のAI等を安価に活用することができる、そして供給者側の競争を促進することによって調達コストが安価になっていくこと、そして統一様式になることによりまして、住民・企業等の利便性の向上ですとか、マイナポータルとの関連で、オンラインの申請促進による住民企業等の利便性の向上の効果があるというふうに言われているところでございます。

また、大都市と小規模市町村が同じシステムを運用するということにつきましては、様々な課題があるのではないかとこのように思われているところでございまして、幸田町におきましても、国の方針が確定次第、推進体制を庁舎内で確立いたしまして、標準仕様のシステムへの対応、移行準備を進めまして、住民のサービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、マイナンバーカードの取得促進につきましても、デジタル化と併せまして、国の方針に従い、チラシを各所に配置するなど、所得に対しますPRを所管部署とも連携しながら、推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 国の方針の確定次第、様々な取組に入っていくということを理解することができましたし、マイナンバーカード促進もデジタル化と合わせて更新に従いながらPRに努めるということは理解をしました。PRの着眼点からしますと、当時騒がれておりました、個人情報全て筒抜けになってしまうですとか、そういったところに対してそういった感覚がなくなるように仕向けることをしなければ進まないのかなというも率直に感じておりますので、ぜひそういったところも含めてPRをお願いしたいと思います。

それから、標準仕様の対象については、現状把握により課題を明確にした上で、関係部署間で共有できていることが重要であると考えております。部分最適ではなくて、やはり全体最適とするために、県や国など、関係各所と連携が不可欠だと考えております。地方公共団体の職員業務と、その配置が抜本的に改善され、無駄のない庁舎環境が実現をされた暁には、狙いである住民に寄り添った行政運営や、住民のための地方公共団体が持ちたい、権限の移譲なども可能になる、そういった環境になるものと想定ができます。

そういったことから、国の制度を変える手段でもあります地方分権改革提案募集方式など、こういったところも積極的に活用を期待をしております。先を見据えて次の手を考えられるのは、人であり、未来を作るのも人であると考えております。

次に、防疫体制、3密回避のリモートワークや、業務エリア少人数化など、特殊な事態を見据えた庁舎全体の具体的計画はどのようなかを伺いたいと思います。

デジタル化は促進するものの、すぐに導入をされるものでもありません。その間も含め、防疫体制は今後も重要な課題になると考えております。今回のコロナによる3密の

回避具体策として、11月にはこの本会議場のある5階の会議室にもLANケーブルの配線工事が行われました。庁舎内で対応が進んでいるということは認識をしておりますが、検討中の計画等々がありましたら伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルスの蔓延により生ずる影響を考慮して、業務継続や安全配慮などに対応した勤務体制として、適切な措置を講じた勤務方法を検討する努力義務が定められました。

本町におきましても、執務場所における防疫体制として、在宅勤務や職員の密を回避し、執務場所を分散させた分散勤務について検討を行いました。職員の9割以上がマイカー通勤であり、公共交通機関利用職員は約3%で、通勤時における感染リスクは低いことと、町における業務には多くの個人情報が含まれており、書類等の持ち出しに制限がある中、在宅勤務で行える業務に限りがあるため、まずは分散勤務を採用した防疫上の勤務体制を計画をしております。

具体的には、役場内における新型コロナウイルス感染者の発生への対応として、各課・各グループの管理職を除く、会計年度任用職員も含む、職員の約半数を、1階から5階の各会議室に分散させるというもので、各会議室の収容人数の約半数を目安に考えておるところでございます。

また、各会議室には、役場組織内ネットワークの配線も既に整備をされており、対応可能な状態となっております。実際には、窓口サービスを伴う部署など、業務によっては人員体制上半数に分けることの難しい部署もございますが、計算上では、全部署が分散勤務体制を取ることが可能と見込んでおります。今後、働き方の一つとして、在宅勤務の検討も進めてはいきますが、役場の特性として、個人情報を扱う業務が多く、最近も新聞報道にありましたように、行政機関へのサイバー攻撃の被害も発生しておりますことから、慎重に検討してまいりたいと思っております。

したがいまして、当面は分散勤務を防疫体制の柱としつつ、在宅勤務も将来的に見据えて、役場の業務継続が図られるよう、鋭意努めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容は理解ができました。今回、システムも変わっていくということですし、今回分散をされるのは、いわゆるバックオフィス、お客様との接点がない、事務的なところが行われるというふうに理解をしておりますので、ぜひシステムの導入とうまくリンクした適切な形で、ぜひ推進をお願いしたいと思いますし、結果として住民サービスの向上とか、行政運営上の課題のやりにくさ、これの脱却というものを念頭に課題を残さないように、こだわりを持って推進を期待をします。

次に、3件目の質問に入りたいと思います。

公契約条例制定は作業報酬下限の定めをとということで質問をさせていただきます。現在コロナ禍による雇用の不安は大変大きく、雇用を守るための制度の重要性を再認識し、公共工事に携わる労働者の処遇を視野に入れた公契約条例制定の意義が大変大きいと認識をしています。

制定においては、働く者が安心できる条例でなければならないと考えており、可視化

されたルールにより公契約の適正化を図ることが重要であり、適正な賃金、労働条件を確保することが、よい仕事の条件となることなど、平坦な道のりはないと想定をしますが、制定の結果として、住民サービス向上につながるものであり、推進すべき課題であります。

1 個目の項目になりますが、労働者に支払われるべき作業報酬下限額を定める必要があると考えておりますが、どのような伺いたいと思います。運用においては、提出書類の増加などにより、事業者も職員も業務負荷は高止まりとされています。導入までには、関係者全員の趣旨の理解と協力が不可欠とされており、岡崎市では第 1 回検討委員会開催から 17 か月後の議会に提出をしていることから、協議の中で制定の意義を腹落ちさせるまでには、相当な時間が必要と考えます。

関係者間での丁寧な協議と事前の対応が不可欠であり、スケジュール感を見誤らないように、ある程度のゆとりを持って着実に進める必要があるのではないのでしょうか。私の経験上、新しい新たな取組については痛みはつきものであり、変化をチャンスと捉えなければモチベーションも上がらないし、変革には結び付かない。実現のための課題を関係者全員で知恵を絞り乗り越えることで、組織の体質強化にもつながるもの、守りのスタンスで現状維持を目指す組織は弱体化すると認識をしています。

県内の市では、条例制定が進んでいるものの、町村を見ると順調とは言えない状況であるとも認識をしています。本町は県内でもトップクラスの製造出荷額等の実績が認知されるなど、町村の中では先進的な取組を率先垂範する立ち位置であると考えております。下限額を定める考えはどのようなかを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員から公契約条例の制定につきまして御質問ということでございます。公契約条例につきましては、その内容によりまして、条例型と理念型ということで大別されて、制定のほうされてみえるのかなというふうに思っているところでございます。

条例型につきましては、地域別最低賃金とは別に条例で、議員おっしゃられますように、労働報酬の下限額を規定するタイプであるというものでございます。一定金額以上の契約を特定公契約と指定した上、町が定めます労働報酬下限額以上の賃金を支払うことを受注者に義務付けていくものでございます。

そしてまた、理念型というものでございましては、労働報酬の下限額を具体的には規定せずに、公契約における基本的な事項や方針、労働環境の確認規定等にとどめるものであるというものでございます。

令和 2 年 4 月 1 日現在の県内の策定状況におきましては、公契約条例制定済みが愛知県とそして 10 市町村でありまして、合計 11 自治体が制定のほうをされて見えます。そのうち条例型というものにつきましては、豊橋市と豊川市の 2 自治体でございます。そしてまた理念型というものでは 9 自治体で、西三河では、岡崎市、西尾市、碧南市がこの形で制定のほうはされて見えるというふうに確認をしているところでございます。

特に、隣接の岡崎市、西尾市が、この令和 2 年 4 月 1 日に条例施行をしておるということでございまして、岡崎市につきましては議員がおっしゃられますとおり、1 年半以

上前から検討委員会、これにつきましてはメンバーが大学の教授ですとか、弁護士、労働者福祉協議会、そして連合三河中地協、建設協会、商工会議所、こういったような方々を加えまして、立ち上げまして条例のほうを制定されたというふうに聞いております。

また西尾市につきましては、特に検討会は開催せず、個別に関係団体に対しまして、市が訪問いたしまして聞き取り調査を行いながら、1年間で制定までやり切ったというようなことを承知をしているところでございます。

昨年度から公契約条例につきましては、本町におきましても、情報収集や研究を行っているところでございます。コロナ禍であることを踏まえまして、西尾市のようなやり方をお手本にしまして、体育館で合理的に経費もかけない形ではありますけれども、大人数を集めることがないような形で、条例制定に向けた事務を進めていきたいというふうに思っております。

そして、公契約条例におきまして、労働報酬下限額まで規定するということにつきましては、現在もこれはどちらが正しいというものではなくて、確かに賛否両論が見られる中で、それらの他自治体の規定内容等も見ながら、本町の契約条例の形について決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 状況のほうは理解をしました。今、下限額のところ、最後おっしゃられましたが、賛否両論あるというのは理解をしております。

ただ、理念型で走ってしまいますと、多分そこから下限額を設定する条例型に移行するのが結構難しいことになってしまうと思いますので、やはり目指すべきところは高みを目指してもらえたほうが、二度目はないような気がしますので、ぜひそこを目指していただけるといいなと考えております。

それから後、協議会のやり方につきましては、こうしたコロナの関係もありますし、安全第一でやはり進めていくべきだと思いますし、先ほど法律家の観点で答弁がありましたので、やはり協議会を進める進め方・運用につきましては、最適な方法を選択していただいて、やっていきたいなというところが思いであります。ただ協議会の中でやはり大事にしないといけないのは、制定の意義、こちらが協議会を通じて関係者全員に腹落ちすること、これがないとやはり、最終的には取組がスタートしても運用できなかったりということも考えられますので、こちらの腹落ちできる取組をお願いをしたいと思っております。

次の項目に移りますが、そういった内容で達成目標、こちらの目標及び推進計画、こちらについてどのようなかを伺いたいと思います。

仕組みづくりは、実業務の現状把握がやはり重要であります。今どうなっているかというところをしっかりと把握した上で、関係者の誰かにしわ寄せが行くことがないように進めなければならないと考えております。これはもう実務の中でルールどおりに当たり前に業務をすると、しっかりと運用がルールどおりにできるということにこだわった仕組みづくりの部分が協議のポイントであると認識をしています。

そこで、これは町長の公約にもあると思いますが、こういった内容で達成目標ですと

か推進計画、こちらがありましたら伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員、御意見をいただきましたように、まずは条例制定に向けまして、この理念型がよいのか条例型がよいのか、そこら辺につきましては、しっかりその制定の意義から、そして実際にこの制定の後にこれらの条例が効果をきちんと発揮するような形で、これが運用されるようなところも踏まえまして、検討していくべきだというふうに考えているところでございます。

そしてまた、今後の達成目標といたしましては、最終的には令和4年度これを施行していきたいというふうに目標としては掲げているところでございます。当面の推進計画といたしましては、本年度、令和2年度におきましては、他自治体の情報収集及び内容分析ですね、これは近隣の市町の情報を中心に得ながら、どういった形で制定していったかというようなところを検討させていただきたいというふうに思っております。

そして令和3年度におきましては、各代表者への意見を聞きながら、本町条例の案を検討いたしまして、素案の作成、パブリックコメントを経て、協議会への資料提出そして議会上程という形で、3年度のほうにつきましては、進めていきたいというふうに思いますので、またしかるべきときに御意見なども賜りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容は理解をいたしました。到達目標等々につきましては、やはり先ほども申しました、労働者の支払うべき作業報酬下限額を定める、これができるようにぜひ期待をしたいと思います。

本音で話し合い、運用可能な条例とするためのきめ細やかな対応を期待をし、協議日程は万全な体制で臨んでいただけるようお願いをし、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境 毅君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月11日、金曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を12月14日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年12月9日

議 長

議 員

議 員